

重要事項調査依頼について

調査依頼方法

- ① 重要事項調査依頼書へ必要事項をご記入下さい。
- ② 作成手数料合計金額を下記振込先へご入金下さい。
- ③ 重要事項調査依頼書【振込票貼付欄】へ払込票を貼付け、担当各支店までFAXにて送信下さい。

なお、重要事項調査報告書の提出は、「重要事項調査依頼書」受付営業日の翌営業日以降となりますので
予めご了承ください。(重要事項調査報告書を作成後、FAXにて送信のうえ本書を郵送致します。)

ご不明な点がございましたら、下記の各支店までご連絡をお願い致します。

作成手数料

資 料	手数料(税込)
重要事項に係る 調査報告書作成	4,320円/部
管理規約(写し)	1,080円/部

作成手数料振込先

項 目	お 振 込 先
銀 行 名	三井住友銀行
支 店 名	備後町支店
口 座 種 類	当座預金
口 座 番 号	241604
口 座 名 義	日本住宅管理株式会社
振 込 み 手 数 料	振込み手数料は御社にてご負担ください

連絡先・FAX送信先(担当エリアをよくご確認のうえFAX送信願います。)

支 店	担当エリア	電 話	FAX
関東支店	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県	03-6214-2512	03-6214-2513
京阪奈支店	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、 滋賀県、三重県 兵庫県 尼崎市、宝塚市、伊丹市、 川西市、川辺郡	06-6229-6662	06-6229-6669
神戸支店	兵庫県 西宮市、芦屋市、神戸市、 明石市、高砂市、加古川市、 姫路市、赤穂市	078-322-1177	078-322-0059
岡山支店	岡山県 岡山市、倉敷市 広島県 福山市	086-223-3791	086-223-3893

重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2等により、下記マンションの重要事項について、これに係る費用を添えて貴社に依頼致します。

調査依頼日	平成 年 月 日		
宅地建物取引業者	会社名		
	所在地	〒 -	
	免許番号	国土交通大臣・知事()第 号	
	依頼者	(所属部署)	
		(氏名)	
		TEL. - - FAX. - -	
調査対象マンション	名称		
	所在地		
	売却依頼主	(部屋番号) 号	
		(氏名)	
		TEL. - -	

【ご依頼項目】 ※ご依頼の項目の左の空欄へ「○」印を入れ、金額をご記入ください。

	項目	費用	振込金額	摘要
○	重要事項に係る調査報告書	4,320	4,320	※注
	管理規約	1,080		コピー
お振込金額(合計金額)				

	その他()
--	--------

※注 当社の定型報告書では下記について報告いたします。
 修繕積立金積立総額・大規模修繕工事関係(工事実施の有無、実施年月、工事費用、一時金徴収の有無等、借入金の有無等)、当該専有部分の管理費等の月額および滞納額、マンション全体の管理費等の滞納額、共用部分の使用契約状況、管理費・使用料等の改定予定、アスベスト使用調査結果の記録の有無及び調査内容・耐震診断実施の有無及び診断内容(昭和56年5月31日以前に新築された物件のみ)、当該専有部分の使用制限

【振込票貼付欄】